

研修医のための研修施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、臨床研修病院等において研修棟の整備を促進し、臨床研修医（臨床研修歯科医を含む。）の研修環境及び生活環境の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 整備基準

臨床研修医が研修を行うのに必要な次の施設を備えるものとする。

- (1) 研修及び研究のための会合用の室（講義室、討議室、図書室等）
- (2) 夜間の自主研修や救急患者に対応するための仮眠室